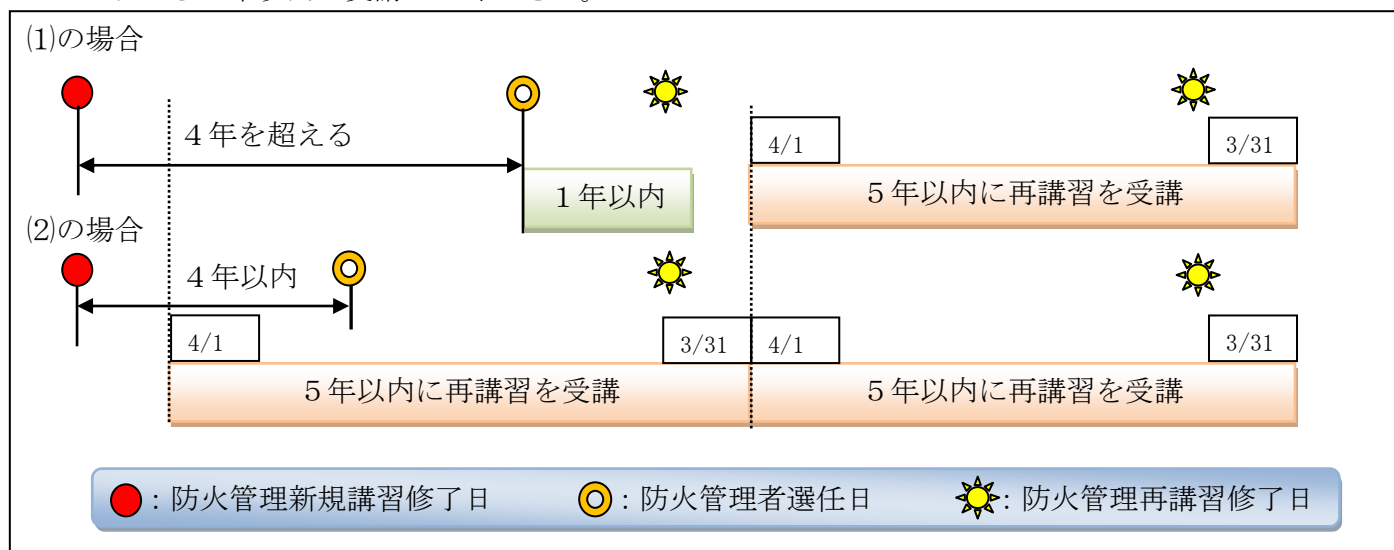


甲種防火管理再講習・防災管理再講習について

甲種防火管理再講習の受講期限

◎ 甲種防火管理再講習の受講期限については、以下の2つの場合があります。

- (1) 防火管理者に選任された日から4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内に受講して下さい。
- (2) 前(1)以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した以後における最初の4月1日から5年以内に受講してください。



防災管理再講習の受講期限

◎ 甲種防火管理再講習の受講期限と同様です。

甲種防火管理再講習の受講期限の特例

◎ 甲種防火管理講習修了者が、新たに防災管理新規講習の課程を修了した場合

- (1) 選任日が防火管理講習修了日から4年以内で、かつ、防火管理再講習受講期限が防災管理再講習受講期限より早い場合→**防災管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内**
- (2) 選任日が防火管理講習修了日から4年を超える→**選任日から1年以内（特例なし）**

※ (1)の場合は、防災管理講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内に防火・防災管理再講習（併催再講習）を受講すればよい。

※上記はあくまで例示です。全てのケースについてお示しておりません。

上記の事例に当てはまらない場合など、ご不明な点がございましたら管轄する消防署にお問い合わせください。